

在沖米海兵隊員による性的暴行事件に関する意見書

令和7年3月、米軍基地内で成人女性に性的暴行を加え、さらに別の女性にけがを負わせたとして、4月7日に沖縄県警は在沖米海兵隊員を不同意性交と傷害の疑いで書類送検し、那覇地方検察庁は同月30日付で起訴した。

また、同年1月には別の米兵による性的暴行事件が発生していたことも、併せて明らかとなった。

本市議会は、昨年7月にも「米軍人による性的暴行事件に対する意見書・抗議決議」を全会一致で可決しており、実効性のある再発防止策を確立するよう日米両国の関係機関に強く求めたばかりである。

それにもかかわらず、類似の事件が繰り返されるなど、女性の人権と尊厳、市民・県民の安心・安全な生活を脅かすものである。事件を防止できなかった日米両国政府の責任は極めて重大であり、一刻も早く抜本的な改善を行う必要がある。

よって、本市議会は、女性と市民・県民の人権、生命、財産を守る立場から、今回の事件への激しい怒りをもって厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く要請する。

記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償並びに丁寧な精神的ケアを行うこと。
2. 米軍人・軍属への綱紀粛正及び人権教育を徹底し実効性のある再発防止策を確立すること。
3. 米軍人・軍属に係る事件・事故が発生した場合は、関係自治体へ速やかに情報を提供すること。
4. 日米両政府が取り組む新たなフォーラムを定期的を開催し、事件の公表の在り方、被害の未然防止及び再発防止に資する実効性のある協議を行い、公表すること。
5. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月19日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、警察庁長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長